

## 1. 標準トランクルームサービス約款（抄）

### （寄託物の処分）

第二十五条 当社は、寄託者が寄託物を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は当社の過失なくして寄託者を確知することができない場合であつて、寄託者に対して期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から三か月を経過した後は、寄託者に対し予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。ただし、寄託物が腐敗又は変質するおそれがあるものである場合は、寄託者に対し予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて寄託物の売却その他の処分をすることができます。

## 2. 「重要事項説明」に係る通達の概要

### （1）サービス内容に関する事項

倉庫事業者が運営するトランクルームサービスとは、収納スペースの賃貸契約ではなく、倉庫業法の基準を満たした倉庫において、寄託を受けた物品を保管するサービスであり、寄託物の保管に関しトランクルーム事業者が責任を負うこと。

### （2）保管期間と契約の解除に関する事項

- ① 保管期間は寄託者が寄託物を引き渡す日として約した日から3ヶ月とし、寄託者から申し入れがない限り自動的に更新されること。
- ② 保管料等はあらかじめ定めて通知した日までに支払うこと。また、保管料が支払われない場合等には、保管期間の満了日の1週間前に予告した上で更新の拒絶ができること。
- ③ 寄託者が寄託物の引渡しを行わない場合等には、事業者側から契約を解除できること。
- ④ 契約を解除した場合または更新の拒絶により解約した場合には、寄託者は遅滞なく保管料等を支払い、寄託物を引き取らなければならないこと。

### （3）寄託物の返還に関する事項

保管料等の支払いを受けるまでは、寄託物の返還請求に応じないことができること。また、留置期間中は保管料と同額の金銭を支払わなければならないこと。

### （4）引取りのない寄託物の処置に関する事項

- ① 契約の解除および更新の拒絶による解約後、指定日までに寄託物の引取りが行われなかった場合は、引取りを拒絶したものとみなすこと。
- ② 引取りの拒絶後、さらに期限を定めて寄託物の引取りの催告をしたにもかかわらずその期限内に引取りがなされない場合、催告した日から3ヶ月を経過した後は、寄託者に予告した上で、寄託物の処分ができること。
- ③ 寄託申込書に記載された住所に通知または催告を行った場合は、その通知または催告は通常到着すべき時に到着したものとみなすこと。
- ④ 寄託物を売却した場合の代価は保管料等に充当し、残額があるときは寄託者に返還し、不足があるときは寄託者に対してその支払いを請求すること。

### （5）賠償責任に関する事項

- ① 寄託物の欠陥、自然の消耗、荷造りの不完全、虫害、自然災害、その他回避することのできない事態等によって生じた損害については、賠償の責任を負わないこと。
- ② 寄託申込書に記載された事項が事実と相違するために生じた損害等については、賠償の責任を負わないこと。
- ③ 賠償額は、寄託申込書に記載された寄託価格を限度とすること。